善通寺市の農用地の賃借料について

農地中間管理事業推進法第１８条の規定により定められた農用地利用集積等促進計画が、令和８年5月２９日及び同年１０月３０日付けで公告された農用地の中で、賃貸借による賃借料（１０アール当たりの年額）については、以下のとおりとなっております。

令和８年１１月１１日

善通寺市農業委員会

地区名	平均額	最高額	最低額	筆数
麻野地区	円	円	円	0 筆
上郷地区	10,000 円	10,000 円	10,000 円	1 筆
吉田地区	円	円	円	0 筆
与北地区	円	円	円	0 筆
筆岡地区	2,971 円	5,000 円	1,000 円	35 筆
吉原地区	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1 筆
竜川地区	3,000 円	5,000 円	2,000 円	10 筆

（抜粋）

農地法（昭和２７年法律第２２９号）

（情報の提供等）

第５２条　農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。